

装官会第20号
27.10.1

長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長

防衛装備庁長官
(公印省略)

技術試験等に係る試験要員が試験研究費（運搬費）支弁により民間航空機を利用して移動する場合の基準について（通達）

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

技術試験等に係る試験要員が試験研究費（運搬費）支弁により
民間航空機を利用して移動する場合の基準について

1 適用基準

防衛装備庁における試作品の技術試験、所内試験等（以下「技術試験等」という）に係る試験要員が、試験研究費（運搬費）支弁により民間航空機を利用して移動する場合の適用基準は、次のとおりとする。

- (1) 技術試験等の内容及び日程並びに移動等に係る経費総額を勘案して、民間航空機を利用することが最も経済的な場合とする。ただし、国内においては、技術試験等の実施場所は原則として北海道及び九州とする。
- (2) 試験要員とは、技術試験等細部計画書に基づき、試験の編成表に編成された者をいう。
- (3) 試験要員の移動人数は、原則として2名以上とする。

2 航空券の購入

航空券の購入は、一般的な物品売買契約の事務手続きにより実施する。

3 委任規定

この通達に定めるもののほか、細部事項については長官官房会計官が定める。